

岩手県収用委員会告示第14号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき土地所有者及び関係人の所在が不分明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

平成28年12月9日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 送達すべき書類 奥州都市計画道路事業3・5・30号太日通り中袋線並びに一般国道397号改築工事（小谷木橋工区）及びこれに伴う附帯工事に伴う収用事件に係る裁決書
- 2 送達を受けるべき土地所有者及び関係人の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	西丸 キヨシ
東京都町田市金井一丁目38番13号	遠藤 富雄

- 3 収用し、又は使用すべき土地等の表示

(1) 収用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用すべき土地の面積	実地の状況
岩手県奥州市水沢区真城字中河原	1番	原野	86,677㎡	62,744.24㎡	1,187.11㎡	原野

(2) 使用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	使用すべき土地の面積	実地の状況
岩手県奥州市水沢区真城字中河原	1番	原野	86,677㎡	62,744.24㎡	1,306.35㎡	原野
					334.76㎡	

- 4 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、平成28年12月27日をもって送達があったものとみなされます。